

～SDGs 未来都市・横浜の実現を目指して～

横浜銀行と連携して企業の温暖化対策を支援します

横浜市は、2030年SDGs達成及び2050年脱炭素社会の実現に向け、横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”（※1）の運用を通じて多様な主体と連携し、温室効果ガスの排出削減をはじめとする様々な取組を推進しています。

この度、本市と横浜銀行が連携し、温室効果ガス排出を積極的に削減しようとする企業を支援するため、同行が提供する「事業活動温暖化対策・リンク・ローン」の対象先を11月15日（月）より本市の企業にも拡大することとなりましたので、お知らせします。

● 本市との連携について

「地方公共団体連携～事業活動温暖化対策・リンク・ローン」は、本市の地球温暖化対策計画書制度（※2）において、年率1%以上の温室効果ガス削減計画を策定・提出し、本市が公表した企業が、削減目標を達成した場合に金利優遇が得られる商品です。同行が、地方公共団体の温暖化対策計画書制度と連携して独自に温室効果ガス削減目標の達成状況を評価し、その結果に基づいて融資条件を連動させる取組となっています。

同行が企業の脱炭素化に向けた金融面からの支援を行うとともに、本市は、この商品の活用企業を対象に温室効果ガス削減対策に関する技術的なアドバイスを実施するなど、連携して取り組んでまいります。

※1 横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”とは

SDGs達成に向けて取り組む企業・団体の皆様を横浜市が認証する制度です。事業者の皆様が認証制度を活用しSDGsに取り組むことで、持続可能な経営・運営への転換、新たな顧客や取引先の拡大、さらには、投資家や金融機関がESG投資等の投融資判断への活用につなげることを目指します。

<参考>横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”（市ウェブページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/futurecity/20201130ysdgs.html>

※2 地球温暖化対策計画書制度とは

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「地球温暖化対策計画書」等の提出を義務付け、その概要を市が公表する制度です。

<参考>横浜市地球温暖化対策計画書制度（市ウェブページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ondanka/keikakusho/>

<参考資料>

資料1 横浜銀行プレスリリース

お問合せ先

（全般について）

温暖化対策統括本部 SDGs 未来都市推進課担当課長 田村 康治 Tel 045-671-2477

（地球温暖化対策計画書制度について）

環境創造局環境管理課長 森山 晴美 Tel 045-671-2474



2021年11月15日

「事業活動温暖化対策・リンク・ローン」の対象企業の拡大について ～横浜市、川崎市、相模原市内の企業も対象になりました～

コンコルディア・フィナンシャルグループの横浜銀行（代表取締役頭取 大矢 恭好）は、企業の温室効果ガスの排出量削減や省エネルギーに関わる取り組みを支援するため、2021年10月1日より神奈川県と連携して「事業活動温暖化対策・リンク・ローン」（以下、「本商品」）の取り扱いを開始しました。11月15日（月）より、本商品の対象を横浜市、川崎市、および相模原市内の企業に拡大しましたので、お知らせします。

本商品は、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市（以下、「地公体」）の事業活動温暖化対策計画書制度（以下、「本制度」）（※）において、年率1%以上の温室効果ガス削減計画（以下、「計画書」）を策定・提出し、各地公体に公表された企業が、削減目標を達成した場合に、金利優遇を受けられる融資商品です。このたび、これまでの神奈川県に加えて、横浜市、川崎市、相模原市に連携を拡大することで、本制度を利用する県内全ての企業が本商品を活用できるようになりました。なお、計画書提出が義務付けられていない県内企業も、計画書等を提出することで本商品を活用いただけます。

横浜銀行は、今後もサステナブルファイナンスへの積極的な取り組みを通じて、多様な資金調達ニーズに応えるとともに、地域社会の持続的な発展に貢献していきます。

（※） 事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促進するため、一定要件に該当する事業者に対し、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を各地公体が公表する制度。制度・計画書・報告書等の名称および内容は地公体ごとに異なります。詳細は、各地公体のホームページをご覧ください。

【「地方公共団体連携～事業活動温暖化対策・リンク・ローン」の概要】

対象となる方	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の事業活動温暖化対策計画書制度等において年率1%以上の温室効果ガス削減計画を各地公体へ提出し、公表されている法人・個人事業者
融資金額	50百万円以上
資金使途	長期運転資金、設備資金
お借入利率	当行所定の変動金利。以下のすべての要件を満たす場合、毎年5月の利払い日の翌日より1年間、金利を0.05%引き下げる。 ①地公体あて「事業活動温暖化対策計画書」等を提出し、公表されていること ②年率1%以上の温室効果ガス削減目標を設定し、達成すべき温室効果ガス排出量についてあらかじめ当行と特約を締結していること ③当行のモニタリングにおいて、お客さまが達成すべき温室効果ガス排出量を達成したことを確認できること
融資期間	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内

※本商品のご利用にあたっては、当行所定の審査があります。

以上

本件に関する照会先（報道関係）

横浜銀行 総合企画部広報室 TEL：045-225-1141